

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成25年6月1日

マイナンバー制度が成立！ 2016年開始

社会保障・税の共通番号(マイナンバー)法案が、先日、国会で成立しました。年金などの社会保障と納税を1つの個人番号で管理する制度が2016年に始まります。この制度は、行政手続きが簡単になるメリットは大きいですが、個人情報の保護や利便性向上にはなお課題が残っています。

制度では国民一人ひとりに12ケタの個人番号を振り、まずは2015年10月をメドに市町村が個人番号を記載した紙の通知カードを郵送する予定です。

その後、2016年1月からは番号情報が入ったICチップを埋め込んだ、顔写真付きの個人番号カードを市町村の窓口で配布します。カードを行政窓口で提示したり、自宅のパソコンで読み取ったりすることで、各種給付申請や情報取得の手続きが簡単になるとのことです。

さらに、2017年1月からは、パソコンからインターネット経由で、自分専用の「マイ・ポータル」というページに接続すれば、年金や介護保険料の納付状況や給与・報酬情報をいつでも見られます。

年金情報は今も日本年金機構の「ねんきんネット」で閲覧できますが、介護保険や

健康保険のような各種情報も一覧できるサイトはありませんでした。ただ年金などの保険料支払いや給付はできず、引き続き金融機関の口座での受け払いになるようです。

マイ・ポータルでは、給与所得や年金の情報を企業や行政機関から集めて確定申告の手続きが一括してできます。現在の国税電子申告(e-Tax)もネットで確定申告できますが、添付書類を手元に集めて、情報入力する必要がありました。

行政機関の窓口では、児童扶養手当や介護保険給付のような手続きの際に所得証明などの書類を自分で集める必要があったのも添付資料なしでできるようになります。また、自宅にパソコンがない人も、行政機関に行けばカードを使ったサービスを受けることができます。

マイ・ポータルに接続するにはパソコンで番号カードを読み取る装置が必要です。急速に普及するスマートフォンやタブレット端末には現状では対応していないので、担当部署は「スマホなどへの対応は検討課題」としています。

個人情報の漏洩、詐欺やなりすましの懸念もあります。高齢者をだまし、カードを使って悪用する恐れもあります。政府も「不正や詐欺事件が起こる可能性はある」としていますが、注意喚起しか対策がないのが実情です。

個人番号による管理で税や保険料を適正に徴収できるようになれば、行政にもメリットは多く、将来的には個人番号を銀行の口座情報とひもづけて、脱税を防ぐことも検討課題となります。

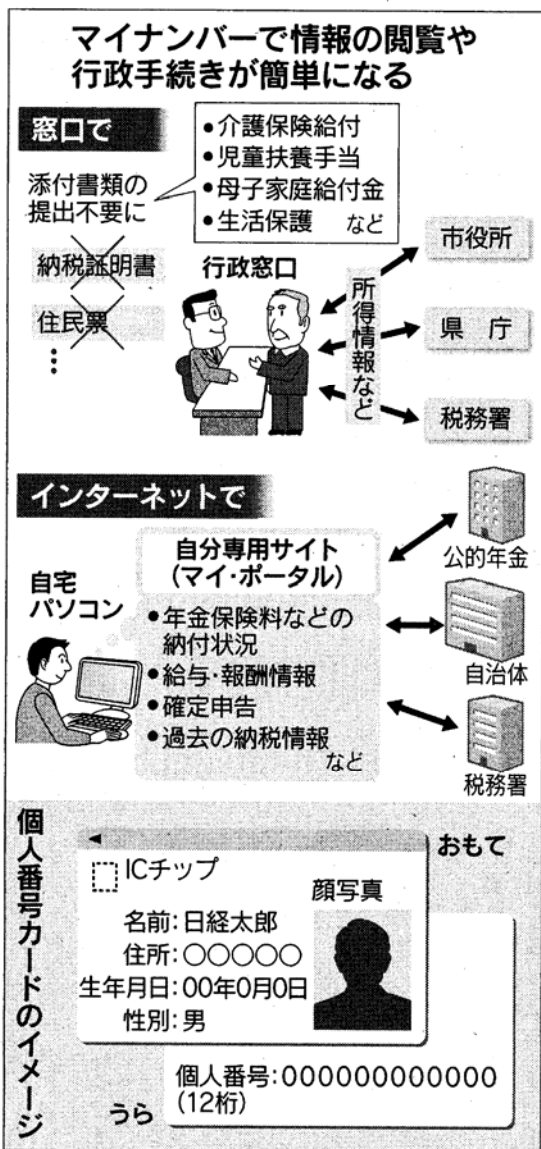
また、サラリーマンに比べて農家や個人事業主の所得が把握しにくい「クロヨン」といった問題を改善するために必要な「納税者番号制」に一歩近づく面もありますが、個人情報の国家管理が強まるとの懸念は根強く、マイナンバー制では「特定個人情報保護委員会」を設置し個人情報の取り扱いを監督するための対策も講じています。

施行後3年の2018年10月をメドに、医療機関や民間での活用を含め利用範囲の拡大を検討するとのこと。 (日本経済新聞より抜粋)

CONTENTS

マイナンバー制度が成立！
2016年開始・・・P.1

税制改正のポイント⑥
事業承継税制の要件緩和・・・P.2
中小M&A過去最多・・・・・・・P.2
経営者のためのM&Aセミナー・・・P.2
労働保険
年度更新手続きとは？・・・・・・・P.3
年度更新手続きの
代行について・・・・・・・P.3
新名神開通5年
三重県内への効果は？・・・・・・・P.4
スマホのセキュリティ管理は
大丈夫？・・・P.5
6月度の税務スケジュール・・・・・・・P.5
今月の名言録・・・・・・・P.6
ASAK's Tweet・・・・・・・P.6



税制改正のポイント⑥ 事業承継税制の適用要件緩和

事業承継制度とは、中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減（相続税：80%分、贈与税：100%分）する制度ですが、この制度について、今回の税制改正で、適用要件が緩和されるなど、中小企業にとって活用しやすいものに改正されています。

	改正前	改正後	適用時期
事前確認の廃止	制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり	「事前確認」を受けていなくても、制度利用が可能	平成25年4月～
親族外承継の対象化	後継者は現経営者の親族に限定	親族外承継を対象化	平成27年1月～
先代経営者の退任要件	役員の退任が要件	代表取締役の退任（役員は可）	平成27年1月～
雇用8割維持要件の緩和	雇用の8割以上を「5年間毎年」維持	雇用の8割以上を「5年間平均」で評価	平成27年1月～ （※）

※ すでに事業承継税制を利用されている方も適用可能

中小M&A過去最多

国内の中堅・中小企業が全国で2012年に行った合併・買収(M&A)件数が前年度と比べて6.7%(13件)増え、過去最高の207件となったことが、日本M&Aセンター(東京)の調査でわかりました。深刻な後継者不足や社員の高齢化に対応し、会社を売却・譲渡して事業を継続してもらう事例が増えたことが要因です。

M&Aは新事業参入を狙う買い手側と後継者難に陥った売り手側の双方に利点があり、ここ数年増加傾向にあります。政府は産業の新陳代謝を促す成長戦略を策定しており、同様のM&Aを後押しする方針です。

同センターでは中堅・中小同士のM&A仲介を手掛けており、全国で携わった案件を集計しましたが、中堅・中小のM&Aは非公開で行われることが多く、実際の件数はこれよりもふくらむ可能性があります。

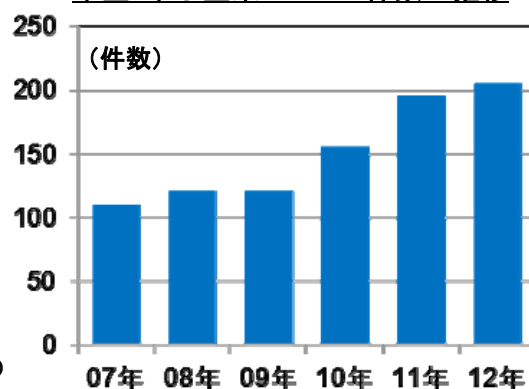
同センターによると、全国のM&A実績は09年度が122件、10年度は156件、11年度は194件で、12年度は製造業が全体の約2割、卸小売業が3割程度で、業種の異なる企業同士が目立っています。

売却・譲渡の理由は後継者不在が圧倒的に多く、帝国データバンクによると、国内企業の2/3程度が後継者問題を抱え、特に中小では顕著となっています。これには「M&Aに活路を見だし、企業価値を高める選択肢を視野に入れる経営者が増えてきている」からとみられます。

国内の大手企業は海外企業へのM&Aを加速させていますが、中堅・中小にとっては、大手に追随した海外進出はリスクが大きく、内需型産業で円安の恩恵を受けていない企業も多いのが現状です。

東京商工リサーチによると、こうした環境の中で、2012年に廃業・解散した中小企業は2万を超したとみられ、事業継承に道筋をつけることが喫緊の課題となっています。

中堅・中小企業のM&A件数の推移



経営者のためのM&Aセミナー

【日 時】平成25年7月2日(火)
13:30 ~ 16:40

【場 所】名古屋マリオットアソシアホテル
「タワーズボールルーム」

【参加費】 無料

【お申込】 お申込書をお渡ししますので
ASAKまでご連絡ください。
(052-331-0135)

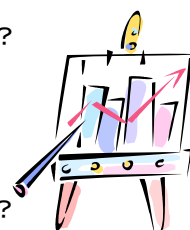
◆ 友好的M&Aによる企業譲渡の体験発表

- なぜ譲渡を決断したのか？
- M&Aを進めながら思ったことは何か？
- M&Aをした後の従業員・取引先の反応は？

◆ 中小企業M&A 成功のノウハウを全公開

- 会社を強くする経営戦略の作り方とは？
- 成功するM&Aの進め方
- 企業の存続と発展を実現させるM&Aとは？

お気軽に
ご参加下さい！



労働保険 年度更新手続きとは？

労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日(今年は曜日の都合で6月3日から7月10日)までに申告・納付する必要があります。以下で、今年度における年度更新の仕組みを確認してみましょう。

1. 労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付する(もしくは還付を受ける)ことになっています。つまり、平成25年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ① 平成24年度の確定保険料額
- ② 平成25年度の概算保険料額
- ③ 平成24年度の確定保険料額と平成25年度の概算保険料額の差額

このように、事業主は確定保険料と概算保険料の申告・納付をまとめて切替更新する必要があることから、これを「年度更新」と呼んでいます。

2. 労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者(雇用保険については被保険者のみ)に支払われた前年度の賃金総額に、保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

[概算保険料]

概算保険料は、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。

3. 労働保険料の納付

概算保険料の額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合はその労働保険料を3回に分割して納付することができます。

なお、具体的な納付期限は右記のとおりです。

期間	納付期限※	
	口座振替なし	口座振替納付日
第1期分(4月1日から7月31日まで)	7月10日	9月6日
第2期分(8月1日から11月30日まで)	10月31日	11月14日
第3期分(12月1日から3月31日まで)	1月31日	2月14日

※労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、納付期限が異なる場合があります。また口座振替には別途申込みが必要です。納付期限が休日の場合は、翌営業日が納付期限になります。

年度更新手続きの代行について

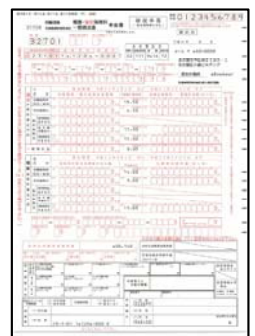
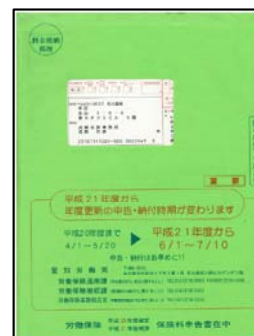
先月末日頃から、皆様のお手元に右記のような「労働保険申告書」の案内が届いていらっしゃるかと思います。

期限は、**平成25年7月10日(水)まで**となりますので、ご注意願います。

なお、当事務所では、今年度も、労働保険年度更新業務の手続き代行を行っております。

面倒な年度更新手続きも、当事務所に是非おまかせください。

なお、年度更新業務代行手数料につきましては、右下表のとおりです。給料総額などにより変動するケースもありますので、まずはお気軽にご相談ください。



<手続き代行手数料>

労働者数	代行手数料
1~9人	10,500円
10~19人	15,750円
20~29人	21,000円
30人以上	別途お見積りします

- ※ 労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできませんのでご了承ください。
- ※ また、一括有期事業等の場合は、右記表を適用いたしません。別途お問い合わせください。

新名神開通5年 三重県内への効果は？

中部と関西を結ぶ新たな大動脈として、新名神高速道路の亀山ジャンクション(JCT)―草津田上インターチェンジ(IC、滋賀県)間が2008年2月に開通し、5年が過ぎました。その間にリーマンショックや東日本大震災、伊勢道や紀勢道の無料化実験などがありました。開通前に高まっていた企業立地や観光振興などへの期待には、どれほど効果があったのでしょうか。

◆ 物流に四日市港利用も

○ 交通量

新名神の開通で、豊田JCT―草津JCT(滋賀県)間は名神の利用よりも距離で約34km、時間は約25分短くなりました。西日本高速によると、新名神の交通量は2008年に1日あたり33,300台で、2011年には41,200台に増え、当初の予想を上回っています。新名神に接続する東名阪道の四日市JCT―亀山JCT間も開通前の2007年より21,000台増えましたが、その余波として渋滞が慢性化しています。

○ 人、物の流れ

三重交通(津市)は新名神の開通で高速バス路線を新設。このうち津、四日市―京都の便は、2011年度の利用客が計87,000人と好調を見せています。一方で、伊勢―京都と鳥羽―福岡は客足が伸びずに減便され、四日市―大阪も鉄道との競合で苦戦気味の様です。また、四日市港管理組合では、滋賀県南部の企業に港の利用を呼び掛ける営業活動を展開。担当者は「意外と近くて安くて便利だという声があり、利用してもらった例もあった」と話し、手応えを見せています。

○ 企業立地

隣の滋賀県では、開通前に沿線の甲賀市にある工業団地への工業立地が急速に進みました。しかし、景気が低迷した2009年以降は立地件数が半減しています。

県内で新名神が走る亀山市では、シャープ亀山工場がある工業団地「亀山・関テクノヒルズ」へ2007～2008年に運輸業の4社が進出。しかし、同時期に用地を取得した他業種の3社は、直後の景気低迷で工場の建設を凍結。新たな企業の立地も2012年まで約3年半の間、進展がありませんでした。県内全体では開通前後を比べても、滋賀ほど顕著な変化はありません。

◆ 伊勢志摩観光には功罪

○ 観光振興

西日本高速の調べでは、ナガシマリゾート(桑名市)がある北勢地域への関西からの観光客数は、開通前の2007年と比べ、2011年に37%増えました。一方で、通過される地域もあり、名阪国道沿いにある関(亀山市)と上野(伊賀市)の両ドライブインは、新名神のサービスエリアに客が流れ、家用車の利用が大幅に減っています。

県内最大の集客力がある伊勢神宮は、京都市から2時間弱でのアクセスが可能。伊勢市観光協会事務局の担当者は「関西に限らず、観光客は各地から増えている。ただ、京都方面の観光客は鳥羽市や志摩市には宿泊せず、そのまま日帰りする傾向が出ており、新名神の開通には功罪がある」と話しています。



新名神高速道路

1965年の開通で老朽化が懸念される名神高速道路と交通機能の分担を図る代替ルートとして、名古屋から神戸までを結ぶ延長174kmの建設が計画されています。

区間	延長	開通日(予定)
亀山JCT―甲賀土山	19km	2008年2月23日開通
四日市JCT―四日市北JCT	4km	2015年度開通予定
四日市北JCT―亀山西JCT	23km	2018年度開通予定

スマホのセキュリティ管理は大丈夫？



スマートフォンが普及した現在、携帯電話は従来に比べて格段に便利になりました。その反面、端末には重要な個人情報やSNS等へのアクセス情報が蓄積され、万一の紛失や盗難時のリスクは非常に大きくなっています。今回は、スマートフォンにおいて気を付けるべきセキュリティ対策のポイントについてご紹介します。

端末ロックは必須

基本になるのが端末ロック。数字によるパスワードや指でなぞるパターンなどにより端末をロックしておけば、他人に拾われたとしても容易に操作されることを防ぐことができます。しかし気を付けたいのが、画面に残った指の跡を手掛かりにパスワードや指移動のパターンを推測し、ロック解除されてしまう場合もあるということです。画面上には指の跡が残らないように気を付けておくことが望ましいでしょう。

Siriに要注意！

iPhoneやiPadに搭載されている音声アシスタント機能「Siri」。実は初期設定ではロック中でも起動できるようになっています。他人がホームボタンを長押しして「私は誰？」と問いかけると…。Siriが個人情報をバラしてしまうのです。

これを防ぐには、「設定」⇒「一般」⇒「パスコードのロック」にある「ロック中にアクセスを許可」でSiriを「オフ」にしておけばOKです。

アプリをロック

facebookやtwitterなどのSNSをはじめ、ログインが必要なアプリの場合、常にログインした状態で使っている方は多いのではないのでしょうか。もしも端末ロックが破られ、それらのアプリを不正に利用されたら…と考えるとぞっとしますね。スマートフォン用セキュリティソフトを使うと、アプリの起動をロックできるものがあります。

SIMカードにもロックを

端末本体やアプリをロックしていたとしても、SIMカードを端末から抜き出して使われることがあります。SIMカードのロックをかけておけば、抜き取られたSIMカードが他の端末で使われることを防止できます。

なくしてしまったスマホを探す方法を知ろう

iPhoneには「iPhoneを探す」機能が搭載されています。これをあらかじめ設定しておけば、万一紛失した時にパソコンから本体がある場所を検索できます。さらに市販のセキュリティアプリには紛失時の対策として、遠隔操作によるロックやアラーム機能、遠隔で端末のカメラを操作して周囲の様子を撮影しWEBでチェック、ということまでできる製品があります。万一のことを考えると、こういったセキュリティアプリを購入することは無駄ではないといえるのではないのでしょうか。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 6月10日(月)
所得税の予定納税額の通知	6月17日(月)
4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 7月 1日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 1日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 1日(月)
10月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 7月 1日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 1日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 7月 1日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中 (均等割のみを課する場合には6月中) において市町村条例で定める日

今月の名言録

怒りはすぐに消す

そりゃあ、私だって人間です。裸にすりゃあ、へそはやっぱり一つですよ。修行して、インドへ行って難行苦行したから、へそが三つになったわけじゃないんだから。だから、私だって、そりゃあ腹の立つこともあれば、悲しくなることもある。特に怒ることは、私は自分でも恥ずかしいくらい、のべつ怒ってたという人生だったんです。今でもときどき、そういう気持ちが出ますよ。

こう言うと、「へえー、じゃあ天風、あんまり偉くないね」「あんまり偉くねえんだ」「それじゃあ、俺たちと同じじゃないか」「そう。同じ人間だもの」。

ただ、違うところが一つある。どこだというと、同じ怒る、同じ悲しむんでも、「あ、今、天風先生、怒ったな、今、天風先生、悲しんだな」と、あなた方に見えないうちに消しちゃう。パパツ、パパツと。

あなた方は、怒りだしたり、悲しみだすと、そらもう派手ですぜ。すぐ第三者に、「あ、怒ってる、悲しんでる」とわかるようにやりだすね。

そうして、わからせたうえに、これがまた実に、ほかのことじゃ辛抱強くもないのに、そういうときの感情だけは実に念を入れて長く続かせるね。それを執着と言うんですがね。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



ASAK's Tweet

いつもランチを外に食べに行くのですが、1つ気をつけていることがあります。

それはカレーを食べないこと。ニンニクではなくカレーです。

カレーを食べると、体中からなんともいえないカレーの臭いがしてとても気になります。

加齢に伴う加齢臭ではなく、カレー臭がすると思うのです。

確かにもうそろそろ加齢臭を気にする年頃なので、余計にそう思うのかもしれません。

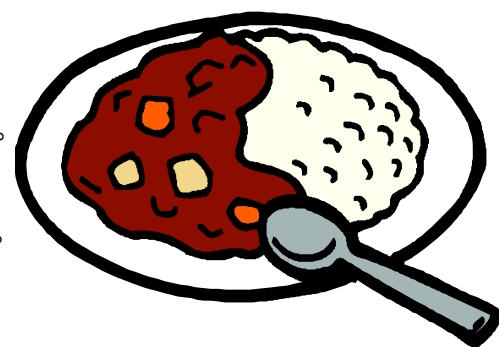
そして実は、今日のランチはカレー。必要に迫られて仕方なく食べたのです。

なんとなくカレー臭が漂っているような気が・・・。

体から滲み出てくるようなこのカレーの臭い。

カレーを食べた後って、気になりますか？

(松永 裕美)



事務所のご案内

〒460-0022

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL: 052-331-0135

052-331-0145

FAX: 052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

